

『地域密着型サービスの取り組みについて』

内 容

- ① 痴呆～認知症への歴史
- ② 3種の取り組み
- ③ 生活の支援の実際
- ④ まとめ

地域密着型サービス

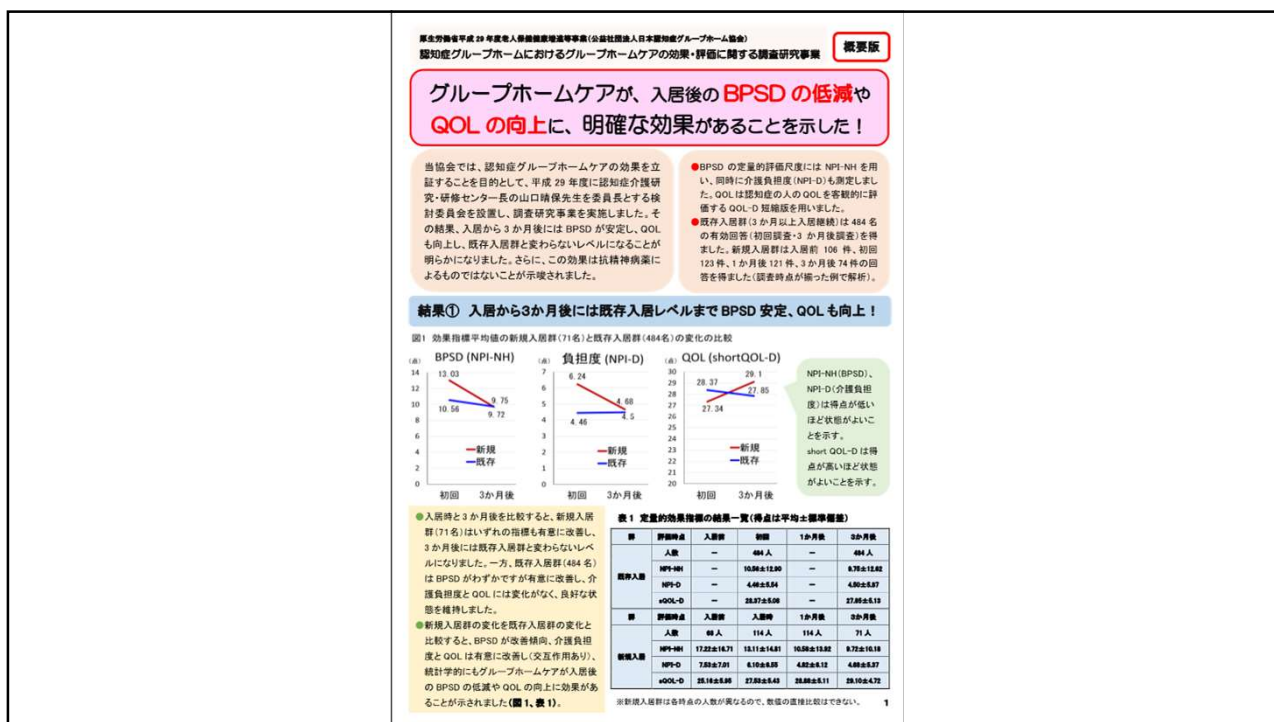
※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

	サービスの種類	サービスの内容	サービスの種類	サービスの内容
住み慣れた地域での生活を支援	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。	認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援2の人のみ	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。
	夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を整備します。	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居した人のための介護サービスです。

※原則として他の市区町村のサービスは利用できません。

グループホームケアが
入居後のBPSDの低減やQOLの向上に
明確な効果があることを示した！

認知症グループホームにおけるグループホームケアの効果・評価に関する
調査研究事業（厚生労働省平成29年度老人保健健康増進等事業）



基準省令の中からキーワード

- 第89条「家庭的な環境、地域住民との交流、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む」
- 第93条6「利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流」
- 第97条「利用者の心身の状況を踏まえ、人格を尊重し、家庭的な環境、漫然かつ画一的なものとならないケア」
- 第99条「自立の支援と日常生活の充実、食事その他の家事等は、原則として利用者と共同で行う」
- 第100条「利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援」

良質なCAREとケアが状態の改善に繋がる

- 「入居者が笑顔になるような楽しい雰囲気でのケア」
- 「入居者が安心するようなコミュニケーション」
- 「画一的なケアではなく、本人の意思やニーズ、状態に応じたケアを行っている」
- 「入居者一人ひとりの個性や価値観、生活リズムを尊重し、これまでの生活スタイルを継続できる様にしている」
- 「職員と入居者のコミュニケーションを重視したケアを行っている」
- 「地域行事への参加」

グループホームケアが、入居後のBPSDの低減やQOLの向上に、明確な効果があることを示した！

- 結果1 入居から3ヶ月後には既存入居レベルまでBPSD安定、QOLも向上！
- 結果2 新規入居群はBPSD、介護負担度、QOLともに経時的に有意に改善。
- 結果3 新規入居群の改善は抗精神病薬投与の効果ではないことを示唆。
- 結果4 大部分の認知症グループホームで良質なケアを実施。

『前提を考える』

まず

『前提の歴史』

- 何よりも大切に何よりも優先して守らなければならないことが間違っていた
- それは
- 彼らは弱者で、守られるべき人で、介護される対象者であり、その介護や看護の名の管理下におかれているという前提があった⇒つまり、主体が私たちに在る
- しかし
- 毎日の彼らの暮らしの中に、主体者としての存在という前提があった⇒つまり、主体は彼らに在る

1 痴呆症から認知症への歴史

『私の不思議』

- ・軽度の定義～自分たちの思うようになる人、若しくは、おとなしい何も問題のない人
- ・重度の定義～自分たちの思うようにならない人、若しくは、は問題のある人
- ・問題の有無の定義～自分たちが安心（思い通りになる人、自分たちの言うことを聞いてくれる人、静かに一日黙って座ってくれている人、自分たちがやってもらいたい役割を気持よくやってくれる人、そもそも帰るなどと言わない人等々）してみれるかみれないかの違い

過去に行われてきた介護？

- ◆男性、女性と色違いの上下スウェットを本人の意志や嗜好とは関係なく着させました
- ◆所構わず、オムツ交換をしました
- ◆おむつを外すからとつなぎ服（抑制服）を着せました
- ◆便が出ていることがわかっているにもかかわらず、おむつを交換しませんでした
- ◆ベット柵をつけてその中に拘束しました
- ◆外に出ていけないように、建物に鍵をかけて閉じ込めました
- ◆井の中にご飯もおかずも薬も全て放り込んで食べさせました
- ◆立ったまま、何も言わずに食べ物を口の中に放り込みました
- ◆できることであっても危ないからとやらせませんでした
- ◆洗髪しやすいからと男女かまわず短髪にしました

人の姿と認知症

・姿の捉え方からスタート

どんな姿かと思っているかがその後の関わりや支援（介護・ケア）に影響する

**視点（姿の捉え方）は認識を創造し
認識は経験を創造する**

人間の評価の3つの基準

1. Doing (行動)

学校教育（1・2の評価が高くなり3を決めてしまう）

2. Having (結果)

自己受容とは、ここを切り離す、何があっても自分は尊いという考え方。

3. Being (存在) 生まれた時

認知症（[法第五条の二](#)に規定する認知症をいう。）

『認知症』とは？

認知症とは（介護保険法上の定義）

（認知症に関する調査研究の推進等）

第五条の二 国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症（脳血管疾患アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。）に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

脳血管疾患、アルツハイマー 病その他の要因に基づく

原因となる疾患

約70～100

脳の器質的な変化により

脳という器が壊れてゆく

日常生活に支障が生じる 程度にまで

これまでできていたことが
できたりできなったりと
困難と思える状態へと向かう

記憶機能及びその他の 認知機能が低下した状態

知的な能力が変化してゆく

認知機能とは

記憶の機能

- ・ 思い出す、覚える機能

見当識の機能

- ・ 時間や場所の見当をつける機能
- ・ 物の名前を見当をつける機能

実行機能（行為／認識／言語など）

- ・ 生活するための行為
（着替え・買い物・掃除・料理・トイレの始末等）
- ・ 言葉で伝えること
- ・ 字が書くこと
- ・ 判断をすること
- ・ 計算をすること
- ・ 同時に複数の事を行うこと 等々

彼らが困っているのは？

ポイントはここ！！

彼らが困っているポイントはここ！！

日常生活に支障が生じる

これまでできていたことが
できたりできなかったりと
困難と思える状態へと向かう

メッセージ

ぼくが人前で話をするようになった頃、介護の現場は、不可思議な言動を問題行動と言っていました。

しかし、生活をベースに彼らの生活を丁寧に紐解いていった結果、そこには様々な要因や誘因が複雑に絡み合っていて、尚且つ、複雑に絡み合った状況や状態に応じるかのように、彼らなりの応じ方をしていることに気がついたのです。

つまり、彼らの有する能力に応じていただけの姿があっただけでした。

そこで考えたのが生活そのものを見直し、彼らがこれまで通り応じて来た姿を取り戻そう、若しくは、それ以上困らないような心地よい生活環境を整える支援をして来たのです。

その結果、なんと！改善又は解消、若しくはこれまで通りの社会生活を取り戻していき、症状としての改善と同時に「生きる」姿を主体的に獲得していったのです。

それが認知症対応型共同生活（グループホーム）でした。

ですから、ぼくは『BPSD』を生活モデル的？式？に表現しますと、適応・順応行動と伝えていきます。

その方が、人間として筋が通っていると感じるのですが、いかがでしょうか？

認知機能の障害というのは

**認知機能の障害が複雑に絡み合うことによって
生活がうまい具合にいかなくなってゆくことをいうのです**

『あえて認知症ケアとは？』

ということとは？

何度も言いますが、彼らが困っているポイントはここ！！

日常生活に支障が 生じないようにする

生活をできるだけ繋げる支え方

その人の持つ
認知機能の障害をケアする
ということは

生活をベースに
どの機能等が複雑に絡み合っ
てうかかないのかを見極めながら
支援してゆくことである

気になっていること

皆さんは何と繋がっていると安心ですか？

なぜ、さわり・ふれるのか ～仮説～

- 失われていく世界とのつながり
- 失われていく自己
- 自分を探す旅
- 誰かと何かと繋がりたい 繋がってほしい
- 繋がっている事での安心するのではないか

人は常に何かと繋がっている

そのことで様々な関係と
自分とのバランスを保っている
(人 物 地域 感じる全てetc)

どう繋がっていたか？
どう繋がっているか？
どう繋がってほしいか？

人やものとの繋がりで、もっとも大切なこと

『点』から『線』へ
そして『面』への話し

お茶を飲むまで

～「お茶を飲むまで」の思考と認識と行為と感情の関係～

お茶が飲みたいと思う
 正座の状態からテーブルに両手をつく
 左足は立てひざを保つ
 右の足の裏を床につける
 テーブルに置いた両手に体重をかける（この時
 点
 で、よっこいしょ！と出る）
 左の足の裏を床につける
 前傾姿勢を両手で支える
 腰を伸ばしながら立ち上がる
 台所へ向きを変える

台所へ歩く
 お湯を沸かそうと思う
 やかんを手にする
 やかんのふたをとる
 やかんの水を入れる口を水道の蛇口に合わせ
 る
 左手にやかんを持ち
 右手で蛇口をひねる
 水の量を確認しながら適量を入れる
 やかんのふたを閉める

～「お茶を飲むまで」の思考と認識と行為と感情の関係

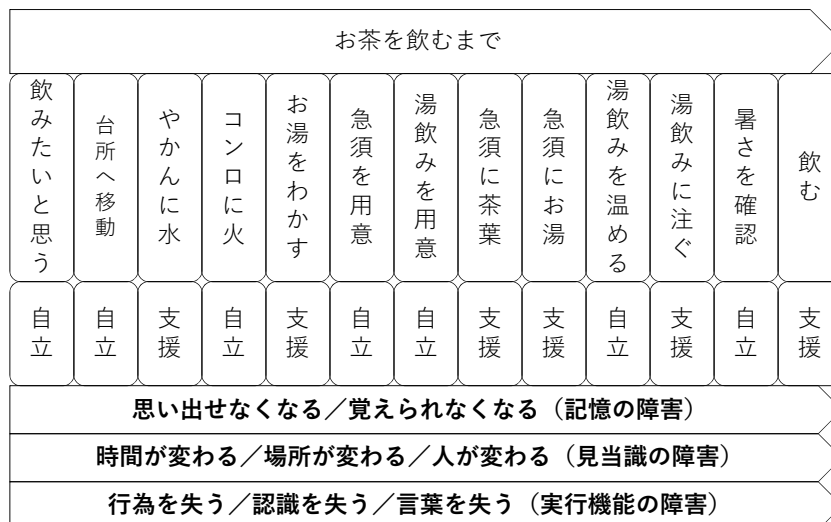
～

やかんをコンロに置く	お茶っ葉の入った筒のふたを開ける
コンロのダイヤルを回す	筒のふたを左手に持つ
火力を調節する	右手で筒を持ち
やかんの様子を気にかける	筒のふたに適量のお茶っ葉を入れる
お茶っ葉のある場所の見当をつける	急須のふたをとり
左手で食器棚の扉を開ける	急須にお茶っ葉を入れる
お茶っ葉の入った筒を探す	お湯が沸いたか気にかける
右手で食器棚からお茶っ葉が入った筒を取り出し置く	お湯の沸き具合を音でも確認する
食器棚から急須を取り出し置く	お湯が沸いたかどうか湯気の出具合で確認する
食器棚から湯飲み茶碗を取り出し置く	お湯が沸いたことを認識する
食器棚の扉を閉める	コンロのダイヤルを回し火と止める

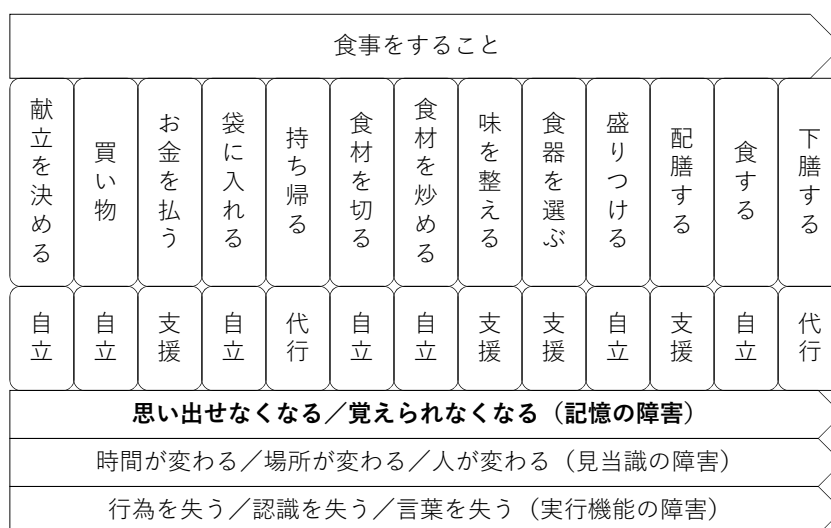
～「お茶を飲むまで」の思考と認識と行為と感情の関係～

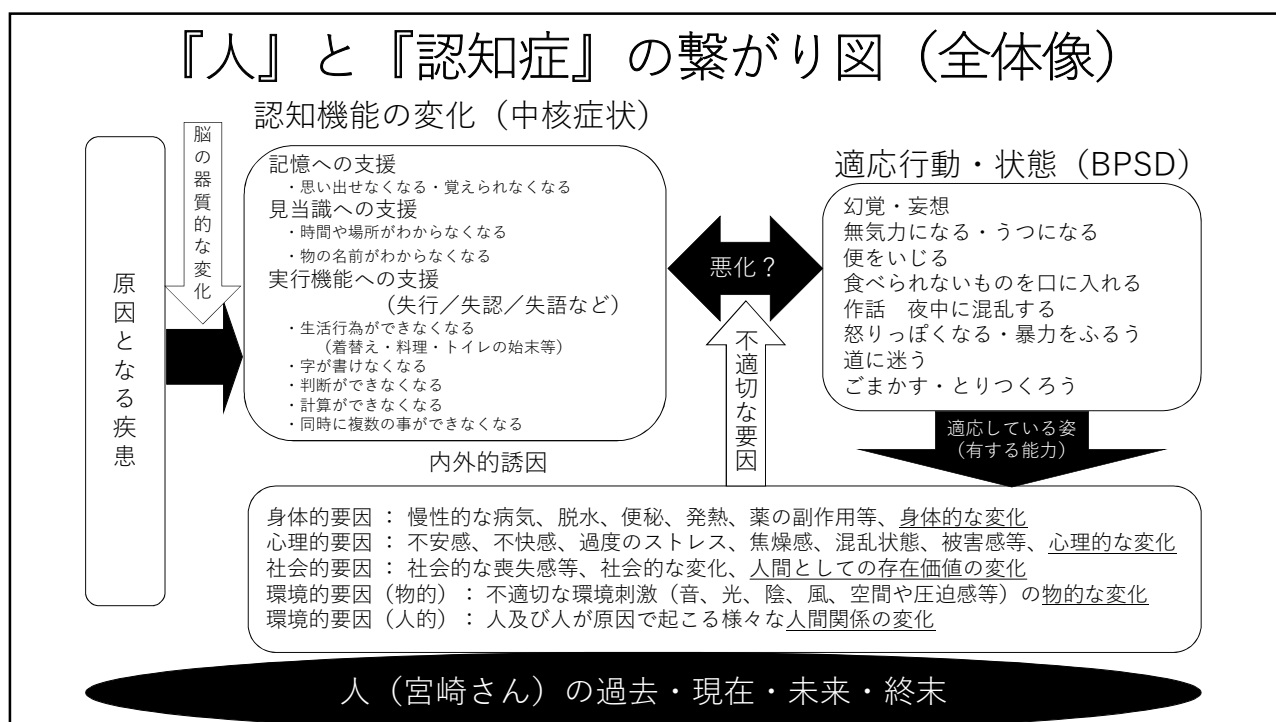
やかんを持ち上げ	居間へ歩く（慎重に歩く）
沸いたお湯を適量急須に注ぎこむ	居間のテーブルにお茶の入った湯のみ茶碗を置く
急須のふたを閉める	両手をテーブルにつき座る（よっこらしょ！と口から出る）
湯飲み茶碗にお湯を適量入れる（湯のみ茶碗を温めるため）	楽な体勢になる
やかんをコンロの上に戻す	右手に湯飲み茶碗を持つ
湯飲み茶碗のお湯を捨てる	左手で底を支える持つ
湯飲み茶碗に急須に入っているお茶を注ぎこむ	両手で丁寧を持ちゆっくりと火傷しないよう口元に近づける
湯飲み茶碗を持つ	熱さを確認しながら口に注ぎ込み飲む

生活の支援のポイント 『生活の点の見極めから線へ繋げる（生活の再構築）』
認知症の状態にある人の生活行為の困りごとと支援の仕組み



生活の支援のポイント 『生活の点の見極めから線へ繋げる（生活の再構築）』
認知症の状態にある人の生活行為の困りごとと支援の仕組み





認知機能の変化への支援

- ・『手続き記憶に働きかける』
- ・『見当識への働きかけ』
- ・『実行機能への働きかけ』

内外的な誘因へのCARE⇒要因への支援

- ・ **身体的要因（身体的な変化）**： 慢性的な病気、脱水、便秘、発熱、薬の副作用等
- ・ **心理的要因（心理的な変化）**： 不安感、不快感、過度のストレス、焦燥感、混乱状態、被害感等
- ・ **社会的要因（社会的な変化、人間としての存在価値の変化）**： 社会的な喪失感等
- ・ **環境的要因（物的な変化）**： 不適切な環境刺激（音、光、陰、風、空間や圧迫感等）
- ・ **環境的要因（人間関係の変化）**： 人及び人が原因で起こる様々な人間関係等

適応／順応行動・状態（BPSD）への支援

- ・ 幻覚・妄想・無気力になる
- ・ 便をいじる（弄便行為）
- ・ 食べられないものを口に入れる（異食）
- ・ 作話・夜中に混乱する
- ・ 怒りっぽくなる・暴力をふるう・大声を出す
- ・ 道に迷う・ごまかす・とりつくろう など

生活の営みの中にある 認知機能への支援を充実 させる

～認知機能（生活するための機能）への支援～



その有する能力に応じIADL（手段的日常生活動作）への支援

手段的日常生活活動（IADL）尺度

A 電話を使用する能力

1. 自分から電話をかける（電話帳を調べたり、ダイヤル番号を回すなど）
2. 2～3 のよく知っている番号をかける
3. 電話に出るが自分からかけることはない
4. 全く電話を使用しない

B 買い物

1. 全ての買い物は自分で行う
2. 小額の買い物は自分で行える
3. 買い物に行くときはいつも付き添いが必要
4. 全く買い物はできない

C 食事の準備

1. 適切な食事を自分で計画し準備し給仕する
2. 材料が供与されれば適切な食事を準備する
3. 準備された食事を温めて給仕する、あるいは食事を準備するが適切な食事内容を維持しない
4. 食事の準備と給仕をしてもらう必要がある

D 家事

1. 家事を一人でこなす、あるいは時に手助けを要する（例：重労働など）
2. 皿洗いやベッドの支度などの日常的工作はできる
3. 簡単な日常的工作はできるが、妥当な清潔さの基準を保てない
4. 全ての家事に手助けを必要とする
5. 全ての家事にかかわらない

E 洗濯

1. 自分の洗濯は完全に行う
2. ソックス、靴下のゆすぎなど簡単な洗濯をする
3. 全て他人にしてもらわなければならない

F 移送の形式

1. 自分で公的機関を利用して旅行したり自家用車を運転する
2. タクシーを利用して旅行するが、その他の公的輸送機関は利用しない
3. 付き添いがいたり皆と一緒に公的輸送機関で旅行する
4. 付き添いか皆と一緒に、タクシーか自家用車に限り旅行する
5. まったく旅行しない

G 自分の服薬管理

1. 正しいときに正しい量の薬を飲むことに責任が持てる
2. あらかじめ薬が分けて準備されていれば飲むことができる
3. 自分の薬を管理できない

H 財産取り扱い能力

1. 経済的問題を自分で管理して（予算、小切手書き、掛金支払い、銀行へ行く）一連の収入を得て、維持する
2. 日々の小銭は管理するが、預金や大金などでは手助けを必要とする
3. 金銭の取り扱いができない

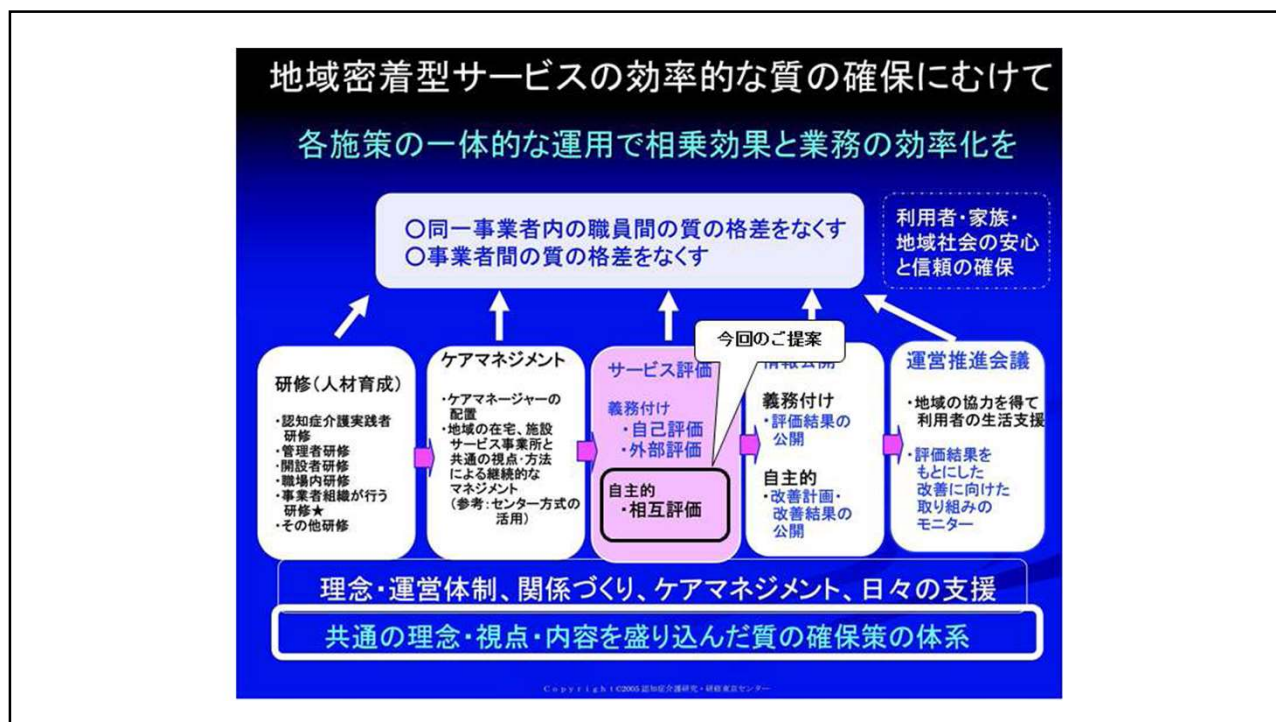
2

3種の取り組み

「認知症対応型共同生活介護」

「認知症対応型通所介護」

「小規模多機能型居宅介護」



介護保険法 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

介護保険法の理念

『基本方針』（介護保険法より）

- ※ 『尊厳を保持し』
- ※ 『利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むように』

介護保険上の 事業種別目的の違い

地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護

基準省令から見る目的

要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（[法第八条第十九項](#)に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

認知症対応型通所介護

基準省令から見る目的

要介護状態となった場合においても、その認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

小規模多機能型居宅介護

基準省令から見る目的

要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

施設サービス

介護老人福祉施設

基準省令から見る目的

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、**入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。**

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、**明るく家庭的な雰囲気**を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

介護老人保健施設

基準省令から見る目的

①施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。②介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。③介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

地域密着型サービスの役割として

認知機能の低下に伴う解決のヒントは
地域生活の営みの中にある

認知症ケアの切り札！
認知症ケアの救世主！

グループホームは果たして？

認知症対応型共同生活介護

いわゆる
『グループホーム』

生活の実際 タイプ①

- 従来の特別養護老人ホームの延長線上の生活
- サイズを小さくしたもの
- 安全を守ることを最優先
- 玄関に施錠
- 食事を提供（時々、調理等を「手伝っていただく」こともある）
- 「して差し上げるケア」が中心
- 「三大ケア（食事・排泄・入浴）」が主
- 日中は、行事やアクティビティ、さまざまな「療法」などを行う
- 大まかな生活のスケジュール（日課表）がある
- 家のような雰囲気のなかで一日を過ごす

（引用文献：宮崎和歌子著「認知症に人の歴史を学びませんか？」中央法規出版）

生活の実際 タイプ②

- 入居している人が主体である
- 生活することを支援する
- 基本は、私たちが自宅で暮らすのに近い形で暮らす
- 食事は、献立はその日そのとき、気分に合わせて入居している人たちが中心になって決める
- 自ら食材を調達し調理し食べる
- アルコールも嗜好品も自由
- 散歩や買い物に自由にでかける
- みんなで旅行もする
- 入居者同士たまにけんかもする
- 共同生活のよさを活かして暮らす
- 職員は、家事や日常生活でできないことを支援する
- 入居者同士がうまくかわれるようにサポートする

（引用文献：宮崎和歌子著「認知症に人の歴史を学びませんか？」中央法規出版）

役割についての一考察

アンケート結果

入居者(利用者)の皆さんは
どのような役割をしていますか？
若しくは、してもらっていますか？

質問項目

所属

- 老健 5
- 特養 6
- デイ 4
- グループホーム 8
- 訪介 1
- 小規模 2
- ショート 1

(認知症介護実践研修 修了者)

入居者(利用者)は、どのような役割をしていますか？若しくはしてもらっていますか？

順位	具体的な役割の内容	件数
1	洗濯物たたみ	12
2	おしぼりたたみ 掃除	9
3	テーブル拭き 食器洗い	8
4	食器拭き	7
5	調理(手伝い/切る・炒める・米とぎなど)	6
6	洗濯物を取り込む/配膳/洗濯干し	5
7	畑・花壇作業/盛りつけ	4
8	エプロンたたみ/牛乳パックをちぎってもらう	3
9	下膳/味見/お菓子づくり/縫い物	2
10	お茶入れ/カーテンの開閉/編み物/洗車/パソコン/縄ほどき 古新聞をたたむ/レクの声出し係/職員の手伝い/知恵袋 昔話/話し相手/人生相談	1

所属

- 特養 6
- デイ 4
- グループホーム 8
- 訪介 1

(認知症介護実践リーダー研修)

入居者(利用者)は、どのような役割をしていますか？若しくはしてもらっていますか？

順位	具体的な役割の内容	件数
1	洗濯物たたみ	9
2	掃除	5
3	食器洗い	5
4	調理の手伝い(味見・切る・炒める・米ときなど)	5
5	盛りつけ	5
6	配膳／片付け	4
7	洗濯物干し	3
8	テーブル拭き	3
9	汚れを襲えてもらう／他の入居者を呼びに行ってもらう／洗濯物を取り込む／新聞を棚(いつもの場所)に置いてもらう／自分の洗濯物をタンスにしまう／駄菓子屋の店員(ケアハウスの入居者)／知恵袋／昔話／話し相手／人生相談／外出時のカメラ係／肩もみサークル活動の時の指導役／ムードメーカーなど／庭仕事／雪かきなど／牛乳パックをひろげる	1

所属

事業所所属	人数
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	19
通所介護	7
計	27

入居者（利用者）は、どのような役割をしていますか？若しくはしてもらっていますか？

	具体的な役割の内容	件数
1	洗濯物たたみ	32
2	調理（下ごしらえ／むく／切る等）	24
3	食器拭き	23
4	洗濯物を干す	20
5	掃除（拭き／掃きなど）	19
6	テーブル拭き	15
7	食器洗い	14
8	配膳	11
9	片付け（下膳など）	10
10	洗面台の掃除／庭・畑の手入れ／買物（同行）／ゴミ集め・捨てる／縫い物／おやつ作り／カーテンの開閉／生き物の世話／作品作り 身の回りの整理整頓	9～ 2

ひとつのこと

- トイレ掃除 洗面台の掃除 炒める 洗濯物をしまう 買物の荷物持ち カートを押す 他の入居者のお世話 生け花を生ける 仏壇関係 お茶詰め 食前の挨拶 カレンダーの日めくり 盛り上げ役 メニューの紹介 帰宅時の挨拶 ゲーム 体操 新聞を取りに行く ゲームの補助

所属

事業所所属	人数
居宅支援事業所	29
訪問介護事業所	12
地域包括支援センター	10
小規模多機能	6
グループホーム	4
通所介護	4
訪問看護	4
介護予防センター	3
老健	2
サ高住	2
その他（家族）	14
計	90

入居者（利用者）は、どのような役割をしていますか？若しくはしてもらっていますか？

	具体的な役割の内容	件数
1	調理（下ごしらえ／炒める／味付け／米とぎ等）	47
2	食器洗い／拭き	47
3	掃除	37
4	テーブルの用意、準備	28
5	食後の片付け	15
6	孫の世話	15
7	庭・畑仕事	14
8	買物	13
9	洗濯物を干す	11
10	洗濯物をたたむ（6）／お茶入れ／仏壇の掃除／縫い物／新聞の整理／昔話／話し相手／人生相談／カーテンの開閉／シーツの交換	9～2

ひとつのこと（役目）

- 季節の行事の飾りづくり キッチンペーパーの点線切り カレンダーをつくる
- カレンダーをめくる 水くみ 調理の指導 ギターを弾く 車椅子を押す
- お風呂の準備（お湯を入れる／着替え） ストープに灯油を入れる 縄結び
- 好きな仕事をその日にしてもらう 作品を誉める メモ帳づくり お手紙配り
- 安心感を与える タオルの管理 もちつき 簡単な記録の手伝い
- 薬を取り出して飲む ゴミステーションの清掃 レジ袋をたたむ お化粧の手伝い
- 語り部 ミシン掛け 手を握る 好きな歌をうたってもらう お裁縫を教える
- 訪問に行く職員に気をつけてをこえがけてくれる カラオケのセット
- レクリエーションの協力 デイサービスへ行く 家計簿をつける 日記をつける
- 他者への介助 お風呂の栓をする 家の中での大黒柱 ポストの受け取り点検
- 電話番 戸締まり確認 笑顔を見せる 昔の歌をうたい懐かしむ
- 人間教育を教える 来客の対応 他の利用者の面倒を見もらう
- 得意な事をみってもらう お布施を渡す 子供達の指導

結果

- 彼らはいつも片付けばかりさせられているようだ。
- 施設、介護職側が考える『役割』を行っている傾向が垣間見られる。
- 主体的に生活を営むように支援するというよりは、介護職の『手伝い』という感覚が否めない。
- 介護職用専門用語が生まれる「洗濯物をたたむ」⇒「洗濯物畳み」
- 認知機能への働きかけ（支援）を意識していない⇒すべてが単発でその場限りが目立つ。

考察

- 何らかの役に立っているという、若しくは役に立ちたいという『主体的な役割』という認識を見出すことができれば、お互いの有する能力に応じた共同生活を営むことができる。
- 自宅で生活している方々の『役割』の在り方へ限りなく近づけてゆく支援（生活の再編）を目指してゆくことが大切である。
- 認知機能の変化を生活の営みの中で見極める力をつける。

認知症対応型共同生活介護の多機能化

生活をベースとした積極的な認知機能への支援

日常生活の支援：食事全般・暮らし（買物）・趣味、娯楽などの楽しみへの支援

多機能的支援（ケアマネジメント支援）

自宅とホーム、ホームを拠点とした家族の支援と共同した

24時間サービスのマネジメントの強化

例1) グループホームにおけるデイサービス／ショート

例2) デイサービスセンターの休日利用

重度／最重度支援

看取り／ターミナルケア・退去支援など終末支援

相談支援（地域支援）

地域における認知症に関する相談窓口支援

認知症対応型通所介護

いわゆる

「デイサービス」

認知症対応型通所介護

◆デイサービスでの生活⇒4つの理解⇒支援パッケージ

1. 『認知症』を理解すること
= 認知症としっかり向き合うこと、つまり認知機能の状態を知ることです。
2. 『人として』の姿（全体像）を見極めること
= 人を知る、つまり『人となり』を知ることです。
3. 『生活』の再編・再構築を営むこと
= 知り得た『人となり』を生かし、日常生活上の行為等を見極め、抜け落ちた生活の部分を繋げることです。
4. 『地域』や『社会』と繋がること
= もっと広い意味での生活環境へと繋げてゆくこと、又は地域や社会との接点を断ち切らないことです。

小規模多機能型居宅介護①

☆3つの基本的な機能

『通える = 通いサービス』

『泊れる = 宿泊サービス』

『訪問する = 訪問サービス』

☆自宅生活を支える24時間型のパッケージ・サービス

- ・要介護認定に応じた1ヶ月定額料金
- ・訪問看護や福祉用具の利用も（可限度付き）

小規模多機能型居宅介護②

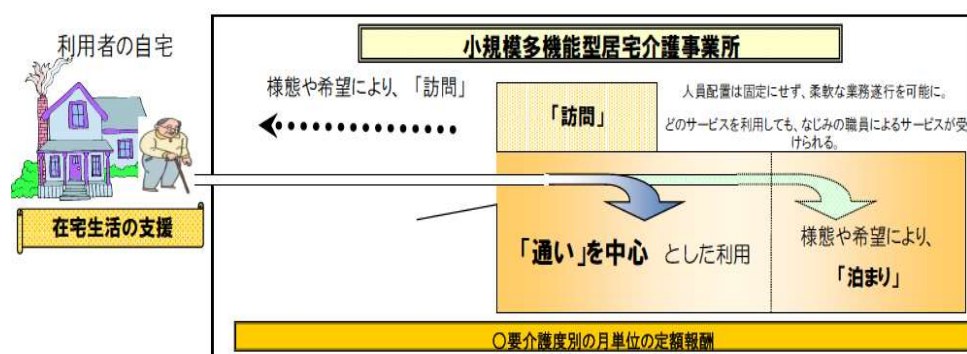
☆ケアプランを立てるのは、事業所所属のケアマネで、このケアマネもパッケージに織り込み済み。

(デメリット⇒居宅からのケアマネを切り替えなければならない)

☆その他

- ・一つの事業所に通う、宿泊する場所を備えていて同じ職員が応じること
- ・その事業所が24時間稼働していること
- ・予め定めた利用日以外の際に臨機応変に対応しやすいこと
- ・登録会員性なので利用者間のつながりを深めやすいこと

小規模多機能型居宅介護のサービス提供イメージ



3 生活の支援の実際

生活支援のポイント

認知機能の障害への支援

- 『手続き記憶に働きかける』
- 『見当識への働きかけ』
- 『実行機能への働きかけ』

『手続き記憶に働きかける』

『見当識への働きかけ』

『実行機能への働きかけ』

4. まとめ

地域密着型サービスの3つの大切なこと

- ①『自分のことは自分ですること』
- ②『互いに助け合うこと』
- ③『社会と繋がっていること』

すべては
繋がっているということ
ですから
その繋がりを大切にすることなんです

どんな形でもいい
自分たちの地域（くに）は
自分たちで創り育む

どんな障害があっても
笑い飛ばせる関係があるといい

ひとは
どのような状態であっても
感情・感性は最期まで
そこに「在る」ものです

悲しみ・怒り・羨望・不安・愛

皆さんお疲れ様でした。
ありがとうございました。